

第3回ローマ字小委員会（Web開催）・議事録

令和 6 年 8 月 29 日（木）
13時 00分 ～ 15時 00分
文部科学省 15 階 15F 特別会議室
（併 オンライン）

〔出席者〕

（委員）森山主査、滝浦副主査、大島、川口、川瀬、木村、斎藤、棚橋、
常盤、中江、長岡、成川、古田、村上、山本（真）、山本（玲）各委員（計
16 名）
（文部科学省・文化庁）村瀬国語課長、武田主任国語調査官、鈴木国語調査官、
町田国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 ローマ字小委員会（第2回）議事録（案）（委員限り）
- 2 ローマ字使用の在り方に関する主な論点 Ver.3
- 3 各分野におけるローマ字の取扱いの例
- 4 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用の整理に当たって（案）

〔参考資料〕

- 1 これからの時代におけるローマ字使用の在り方について（諮問）（令和6年5月
14日）
- 2 ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）
- 3 長音の示し方に関する整理（案）
- 4 ローマ字小委員会における審議事項及び予定（案）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から、配布資料2「ローマ字使用の在り方に関する主な論点 Ver.3」につ
いて説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 4 事務局から、配布資料3「各分野におけるローマ字の取扱いの例」及び4「各分
野で定着してきたローマ字表記の慣用の整理に当たって（案）」について説明があ
り、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 次回のローマ字小委員会について、令和6年9月20日（金）午後3時から5時ま
で、対面及びオンラインで開催する予定であることが確認された。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○森山主査

定刻になりましたので、ただ今から第3回文化審議会国語分科会ローマ字小委員会
を開催したいと思います。

本日は議事次第のとおり、「ローマ字使用の在り方」について、「その他」という

内容で協議を行いたいと思っております。

まず、前回のローマ字小委員会で話題になった事柄を振り返ってみたいと思います。前回は、主に長音の表し方について御議論いただきました。おおよその方向性としては、今後も母音の文字に長音の符号を付けて長音を表すという方法を用いていくこと、これは今までの表記の仕方と同じです。また、符合付き文字が使えない場合というのがあります。あるいはあえて使わないという場合もあるかもしれませんが、そういう場合には、母音字を並べて表してもよいということ、その2点の議論があったかと思います。長音に関する問題に関してはまだ議論が尽くせたとまでは言えない部分がありますので、この辺りは重要な課題として、もう少し議論を続けられればと思っております。

本日の後半で、長音に関して改めて少し時間を取って意見交換もできればと思っておりますが、まず、配布資料2「ローマ字使用の在り方に関する主な論点 Ver.3」、これから確認していきたいというふうに思います。

それでは配布資料2につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

それでは配布資料2を御覧ください。こちらは今年度のこれまでの議論と、今期に入ってから新たに確認いただいたことをまとめたものになります。

森山主査から長音についてのお話がありました。2枚目の三つ目の●からが長音のことをまとめた部分になります。

森山主査のお話と重なるところがございますが、長音はこれまでと同様に、母音字に長音符号も付して表すというのを一つの原則とすること。この方法は長く使われてきていて、また現在も実際に社会生活の中で、例えばJRの駅の表示などに見られるものです。これを引き続き用いるというのはどうかということです。その際に符号として、山型を使うのかマクロンにするのかということについては、もう少し検討が必要であろうということでした。

それから、長音符号付き文字を使用しない場合には、母音字を並べて表すということです。現行の内閣告示でも大文字の場合にはこの方法が使えることになっておりますので、必ずしも新しい考え方ではないわけですが、これを小文字についても適用するのはどうかということです。

そして三つ目ですが、母音字を並べて長音であることを表す場合には、現代仮名遣いに通ずるつづり方を用いるのはどうかということです。その際に特にオ列長音においては、「公園」と「通り」、発音上は両方とも「コーエン」、「トーリ」という長音に聞こえるのが一般的ですが、「公園」は「o u」の形で、「通り」の方は「o o」の形で使い分けるのはどうかというのが、前回の御議論における大体の方向性であったと考えております。

ただ、先ほど森山主査からも確認があったように、この辺りは、まだ煮詰まっている話ではございませんので、後ほど時間を取って、もう少し御議論いただければと思っております。

○森山主査

ありがとうございます。

今の配布資料2に関して、御質問等はございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、前回の論点に関しまして、まず簡単に振り返っていただきました。長音の問題は後ほど改めて意見交換をしたいと思いますが、この点、またほかのことでも何か

御意見等がありましたら、少しお願いしたいと思います。

(→ 挙手なし。)

では、改めてまた議論を続けていきたいと思います。

続いて、諮問にある三つ目の課題としまして、「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること」、これは非常に難しい問題ですけれども、この問題について検討してまいりたいと思います。

例えば「柔道」「豆腐」のような言葉は、長音であるにもかかわらず、「judo」あるいは「tofu」と書くというのが定着しております。それから、促音は子音を重ねて表記するのが普通ですけれども、「抹茶」を「t」を使って「matcha」と書くような英語に準じたとも言える日本語のローマ字表記が国際社会でも広く用いられるようになっていきます。さらに、大谷翔平選手のように、「大谷」のお名前の長音に「h」を使うというようなこともあります。諮問におきましては、このような各分野における慣用を整理し、国語の表記との関係においてどのように位置付けるかということを検討することが求められております。

そこで、配布資料3「各分野におけるローマ字の取扱いの例」及び配布資料4「各分野で定着してきたローマ字表記の慣用の整理に当たって（案）」を御覧いただきたいと思います。配布資料3は、国の府省庁を中心に、事務局で把握していただいたローマ字の取扱いに関する情報を例として示したものであります。

では、配布資料3及び配布資料4につきまして、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○武田主任国語調査官

まず、配布資料4を御覧ください。

これは諮問の三つ目の課題に当たるところです。最初の四角で囲った「各分野におけるローマ字表記の慣用の例」というものを一応確認しておきたいと思います。

今、森山主査からお話があったとおり、例えば外国語、多くは英語ということになるとと思いますが、その慣用に合わせて、あるいは、国際的に通用する語としてももう定着して用いられることのある書き方、例えば「Tokyo」「tofu」「judo」のように、長音符号を使わない、あるいは長音かどうかというのが分からないまま使われる表記というものが広く定着しているということがあります。

それから、個人のお名前などに使われる書き方として、例えば長音を示すのに「h」を使う書き方というのがあります。

そして、ヘボン式ローマ字の中に見られる慣用があります。一つは、撥音^{はっ}です。撥音の「ン」は、普通「n」で書くわけですがけれども、「b」「m」「p」の前では、これを「m」とするというのがあります。また、促音に関しては、森山主査がお話しになった「matcha」ですとか、ここでは「Botchan」という漱石の小説のタイトルを挙げているように、「ch」の前には「t」を使うということも行われています。

これらを踏まえた上で、配布資料3を御覧ください。今御説明したのは、現行の内閣告示が示す考え方とは異なるものということになるかと思いますが、こういったローマ字の扱いというものが現状どのように行われているのか、事務局の方で例を集めたものです。これは全体像というよりは国語課で把握し得た部分のみを挙げていますので、このほかの分野にも同様の慣用が広がっている可能性があるということを踏まえた上で説明いたします。

例えば、撥音の「n」と「y」や母音の間にハイフンを使うというのが、国土交通省関係の国土地理院、海上保安庁、観光庁などで見られます。現行の内閣告示ではア

ポストロフィーを使うことになっているところです。

また、撥音に関連して、「b、m、p」の前の発音を「m」とするというふうに明確に定めているところがあります。パスポート、あるいは東京メトロの駅名表示などもこれに当たります。また、「mとする」というのではなく、「用いてもよい」としているところがあります。観光庁の例を挙げております。

次に、「c h」の前の促音を「t」とするということでは、国土交通省の道路標識、それから、国土地理院、海上保安庁、観光庁などがこれを採用しております。また、旅券、東京メトロの駅名表示もこちらを使っているという実態があります。

それから、あらかじめ長音符号を使わないとしているところがあります。道路標識ですとか、海上保安庁、国土地理院などです。また後で確認したいと思いますが、イ列長音は「i」を重ねて表す。例えば、「Niigata」というような場合に、「i」を重ねて表す。それから、「ケーエー」というふうに発音するとしても、「けいえい」と平仮名で書くようなものは「e i」と書くというようなルールになっております。外務省の旅券や、東京メトロの駅名表示も長音符号を使っていません。

さらに、長音符号を使っているが、符号にはマクロンを使うということを定めているところがございます。国立文化財機構、観光庁です。

最後に、特殊音を例示とあります。この特殊音というのは、具体的に言うと、外来語の表記に使うようなものです。例えば、「ティ」のように内閣告示としてのローマ字のつづり方には示されていない部分ですけれども、それを例示しているものとして、国土交通省、国土地理院のもの、それからパスポートなどがあるということです。このように、内閣告示にはない考え方が広く使われているということが分かっております。

○森山主査

ありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、質問、感想等があれば伺いたいと思いますが、私の方から、ちょっと1点教えていただきたいと思います。「c h」の前の促音を「t」とするものを今教えていただいたんですが、逆に、「c h」に関しまして、例えば「c c h」を使っている例というのはあるのでしょうか。

○武田主任国語調査官

各省庁に対してはアンケートをお願いしたのですが、回答のあった中に「c c h」を使っていますと具体的に示したものはありません。

こちらの配布資料3で御用意したのは、それぞれの省庁などで改めて独自のルールを定めているということになりますので、その中には、「t」を使うということを決めているところがあるということかと思えます。それ以外のところは、子音を重ねて促音を表すという原則に沿っている可能性があるとも考えられます。

また、事務局で行いました実態調査の中では、広く一般を見ていきますと、やはり「t」を使うものもあれば、子音を重ねるという原則に沿ってやっているものもあり、両様が見られました。

○森山主査

ありがとうございました。「b、m、p」の前の「n」も同じですね。

ほかに御質問あるいは感想等がありましたら、意見交換も含めて進めてまいりたいと思います。

○木村委員

先ほどお話に出たところかもしれませんが、教えていただきたいのは、全て原則へボン式であるという理解でよろしいでしょうか。

○武田主任国語調査官

はい。大事なところを申し上げておりませんでした。いずれもへボン式の方を使っております。

○木村委員

ありがとうございます。

では、もう1点。とても面倒な問題なのです、確認できる範囲でということ、それぞれの省庁の経緯のようなものが確認できるところがあるのかということと、各省庁で何らかの規定のようなものを持っているのかという、この2点を教えていただければと思います。

○森山主査

事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

残念ながら、経緯というところまでは追えておりません。規定に関しましては、ここに挙げているようなところでは、基準を持っていて、それが各省庁内のある分野においては徹底されている、ルールとして行われているということかと思います。

○木村委員

ありがとうございました。

○森山主査

ほかにいかがでしょうか。

○成川委員

これを見ると、国土交通省の下は、国土地理院ですとか、みんなぶら下がって同じということになっているんですけれども、私の経験からいうと、国土地理院と海上保安庁で、「〇〇ザキ」の「崎」という漢字の字体が違うというのはよくあります。地名について、国の省庁なり役所の中で、表記が違う例、揺れているといった例はあるのでしょうか。

○森山主査

事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

申し訳ないですが、そこまで把握できておりません。

○森山主査

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、ただ今の配布資料3及び配布資料4を中心とした御説明、あるいは配布資料

2 も含まれるかと思いますが、その辺りを踏まえてどのようにローマ字表記の慣用を整理していけばよいのか、この辺りを具体的に検討してまいりたいと思います。

配布資料4の1枚目中段からの整理の考え方というのがあります。まず、こちらを御覧いただければと思います。配布資料4の真ん中あたりです。本日はここに挙げられた論点につきまして、一つずつ御意見を頂いていくこととしたいと思います。

まず「1」、個人の姓名、団体名の書き表し方について検討したいと思います。

事務局の方から御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

各分野で定着してきたローマ字表記の慣用の整理ということについて、どのような考え方を取っていくのかというのを、大変簡単ではございますけれども、主査打合せ会の方で御検討いただいた上でお示ししております。もちろんこれは案ですので、ここで御審議いただくものです。

まず、個人のお名前ですとか、団体の名前などをどのように書き表していくかということについて、国語施策は、固有名詞などには余り踏み込まないという傾向がございます。例えば常用漢字表には、伊豆とか伊東の「伊」という字は入っておりません。「伊」という漢字はほとんど固有名詞、土地の名前であるとか、人の名前であるとか、そういったところにのみ使われているということがあるからです。

ただ、今回のローマ字のつづり方は、日本語の音をどのように表すかということですので。また、現在、ローマ字はほとんどの場合、固有名詞などを表すために使われているといったお話もございました。もちろんここで御検討いただいたものは、固有名詞、人のお名前ですとか、団体名をつづる場合にも参考にさせていただくということが想定されているかと思います。

ただ、最終的には、個人のお名前ですとか、団体名に関しては、その御本人がどのように判断されるか、その当事者がどのようにしたいのかというところが尊重されることが大切であり、拘束するようなものにはしないという考え方を示しております。

○森山主査

ただ今の御説明につきまして、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(→ 挙手なし。)

国語施策は基本的には固有名詞などには踏み込まないという考え方ですけれども、今回のローマ字のつづり方に関する検討は、主に固有名詞の単語レベルを意識して進めているというところがあるかと思います。

あと、例えばオリンピックで吉沢恋選手という選手が、恋（ここ）の部分を「Coco」という表記で書いていらっしゃるけれども、そのようなへボン式でも訓令式でもないようなつづり方というのを目にすることはあるかと思います。

たしかサッカーの城選手だったと思うのですが、「JY0」という表記だったかと、ちょっと不確かですが、どちらでもないような場合というのもあるかと思います。そのような個人の姓名や団体の名称におけるつづり方に関して、どのように考えるのかということについて、御意見等がありましたら、お願いいたします。

私の思うところをちょっとだけ述べさせていただきます。固有名詞と申しまして、個人のお名前のレベルの固有名詞と、地名等の公共性を持つ固有名詞というのは少し違うような気はいたします。そういう点で、公共性を持つ地名のような固有名詞というのは、やはりある程度の統一性というのが必要になろうかと思います。ただし、完全に個人とか、会社名とか、そういったところの固有名詞というのは、こちら側で一方的にこうなさいと言えるような筋合いのものではないというふうには感じ

ております。そういう点で、固有名詞という中にも区別が必要かなという気はいたしております。

御質問等がありましたら、お願いいたします。

○川口委員

今、森山主査がおっしゃったように、固有名詞にも2種類あるのかなと今思っていました。私自身も以前の会議で吉沢恋選手の名前を挙げましたが、スポーツの世界などでは、どうも登録名という考え方があるようです。その場合には、恐らく一種のペンネーム的なものとして、国際的に理解しやすいつづり方を探る傾向があるようです。そういったものは、公共性の高い地名などとは違うのではないかと思います。

個人の意思の自由度が高い固有名詞のようなものと、地名のようにみんなが好き勝手に書いたら通じなくて、ちょっと困ってしまうというようなものとは分けて考えた方がいいと思いました。意思を尊重するといっても、種類や段階が違うような部分があって、その区別が分かるような書き方にするのかどうかというところを考えておく必要があるかもしれません。

○森山主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○棚橋委員

私の方からも少し伺いたいのは、団体と言ったときに、どのような、どこまでの団体なのかということが気になるということです。例えば私のいる大学のような公共性の高い団体などの場合には、自由に決めるのではなくて、決めたことが活用されるのかなというふうに考えます。その辺りの団体というものの規定、規定まではいかないかもしれませんが、理解の仕方というのはどうしたらいいのかということをお尋ねしたいと思います。

○森山主査

事務局からお願いします。

○武田主任国語調査官

既に方針があるというわけではありませんので、その辺りも含めて是非御意見を頂ければと思います。

○森山主査

ほかにいかがでしょうか。

○古田委員

基本的に森山主査、それから川口委員がおっしゃったことに賛同します。同時に、棚橋委員がおっしゃったことを僕も申し上げようとしたところでした。いずれも線引きの問題ですね。公共性の高い団体、それは恐らく個人名に関しても言えて、例えば大谷選手のような、世界的に非常に影響力のある方の場合、「Ohtani」の表記というのが一気に広まって、それが種標準化することも十分にあり得ると思うんです。なので、何か明確にここまではというふうに線引きすることはそもそも可能なのかというふうにも感じます。

一つ思うのは、例えば「恋（ここ）」を「Koko」とするよりも「Coco」の方がか

わいいだとか、「エリカ」の「ka」を「ca」にするとか、自分自身の名前の表現として、あるいは、企業などにとっても、ブランド名にこういうローマ字表記を使うのが我々の表現の在り方なのだったように、自ら選択したいという向きも、これまでもこれから多分たくさんあると思うので、最終的には、それを何か妨げるというのはあってはいけないのだろうと感じます。

ただ、線引きの難しさなどのことを考えましても、やはりある程度の標準というか、目安というか、そういうものは必要になるのではないかと。常用漢字表にもつながりますけれども、あるいは手引のように、一般的な標準としてはこういうものですよ、と示していく。けれども、最終的にはそれを、団体名とか個人名に関しては、強制するものではないというような運用の在り方について、手引や目安の提示とともに、丁寧にしかも分かりやすく示していくというのが現実的ではないかなというふうに、お聞きしながら感じた次第です。

○森山主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○山本（玲）委員

学校でも、国際社会で活躍するようになってほしいということで、西洋風のお名前に漢字を当てているような児童生徒がいます。

例えば「ジュリア」さんの「リ」の部分は「l」でつづらせてくださいというような申入れがあったり、あるいは、もともと親御さんのルーツが海外にあって、そういう名前を付けたりするということもあります。かつて、学校では余り「l」は使わないようにしていた時代もありましたが、そうすると、海外にルーツがあってフルネームが全て西洋の名前であるお子さんが入ってきたときに、なぜ「r」ではなくて「l」を使うのだと、ほかの子供たちから聞かれるようなケースがあって、教師が対応に困るということもありました。今後、国際社会の中では同様のことが起こってくるかもしれません。余り厳しい形でガイドラインを作らない方がいいのかなというふうに感じました。

○森山主査

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

○川瀬委員

これは飽くまでも日本語をローマ字で書き表す場合の原則ということでお話を進めているというふうに理解しています。運用の面というのは、現時点では何も考えなくていいのでしょうか。

当初パスポートでの名前の表記との関係などが取り沙汰されていたと思うのですが、原則としてはこうなのだけれども、運用については現場によって異なるという判断の仕方ではよろしいでしょうか。これも結論が出ていない話かもしれませんが、お伺いさせていただきました。

○森山主査

ありがとうございます。本当に難しいところですね。
事務局からお願いします。

○武田主任国語調査官

正に今日御議論いただくのはその辺りなのではないかと思っております。つまり、できるだけ統一された考え方を目指す、ということで御議論いただいているわけですが、世の中でもう既に長く定着しているような習慣があります。そういったものとの関係をどのように整理して、どのように運用していくのかということを、御議論いただきたいと思います。今はまだ団体名、個人の名前ということでお話ししていただけますけれども、次の「各分野での取扱い」というところも御検討いただければと思っています。

○森山主査

では続きまして、「2」の各分野における取扱いについて、これも含めて更に議論を広げてまいりたいと思います。この点につきまして配布資料4、事務局の方からの御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

それでは配布資料4の2番目にあります「各分野における取扱い」を御覧ください。今、川瀬委員から正に御指摘があったところですが、例えばパスポートで既に決まっているルールとここで定めるものとの関係をどのように整理していくのかというところになるかと思えます。

慣用といいますか、どんなものが既に定着しているかということに関しては、先ほど配布資料3の方で御説明いたしました。あのような例が実際にあるということです。これにつきましては、一つはやはり社会的な混乱を招くことがないようにする必要がありますということが確認されてきたかと思えます。また同時にコストの問題などもありますので、例えばここで決めたことが現状と違ったときに、直ちにそれを実行してくださいということになると、混乱、あるいは必要のないコストにつながるという可能性がございます。ですから、まず基本的には、これまで各分野において定着してきた表記の使用というものを直ちに変わてくださいますというふうなものにはしない、妨げないよう配慮する必要があります。

二つ目の○のところで、外国語、特に英語の文脈等における日本語、あるいは国際的に通用している表記ということを書いておりますけれども、そういったところにあるものに関しても、直ちに変わてくださいますということは難しいかもしれません。

一方で、先ほど森山主査から大谷翔平選手の名前が挙がりましたが、例えば長音を示すのに「h」を用いるというのは、必ずしも英語そのものの慣用に基づく考え方ではありません。でも、できるだけ元の日本語の音が伝わりやすいようにということで「h」を入れていらっしゃるのではないかと推測いたします。

つまり、実際に使われている表記、例えば英語との関連で多く見られるような長音符号を落とした表記では十分でないというふうなお考えがある方は、いろいろな工夫をなさってきているということが考えられます。

要するに、長音をきちんと表せるような表記の在り方を御議論いただいているわけですが、ここで決めたものに基づいて、現在行われているものを直ちに変わてくださいますというものではない。とはいえ、今後、広く参考にしていただくものとして示していく、ということをおっしゃいます。

○森山主査

ありがとうございました。

この点に関してはいかがでしょうか。

○山本（真）委員

先ほどの御議論に戻って恐縮なのですが、ちょっと関係するところもあるかもしれませんので、お許しいただければと思います。今の御説明、それから先ほどの主査の観点と申しますか、御議論というのに私も賛成いたします。

固有名の中にも様々あって、まず度々話題になっている個人の姓名についての表記、それから対極にあるのが、例えば地名辺りではないかなとしたときに、あと恐らくファジーになってくるのは、団体名とかその辺りのところになるかと思われます。例えば、固有名を挙げないと例にならないのでお名前を出させていただきますが、明治屋さんの「Meidi」と明治大学の「Meiji」とはつづりが違っていて、こういうものはやっぱり尊重しなければいけないと考えます。

加えて、地名との関係で申しますと、駒澤大学の「澤」はいわゆる旧字体になっていますけれども、「駒沢大学」という田園都市線の駅名の「沢」は新字体になっているという、漢字の新字体、旧字体との関係なんかも参考になるかなと思いながら、一つ個人の名前の極と地名という極があって、その幅の中で実際どのように運用されているか、加えてどのようなことになると抵抗があるのか、社会的混乱を来すかといったところで議論の集約を図っていけばいいのかなと思いながら伺いました。

○森山主査

ありがとうございます。事務局からお願いします。

○武田主任国語調査官

このことは非常に大切なところであろうと思います。せっかくここで議論して、新たな考え方といいますか、統一的な考え方を示すということになりますので、それを皆さんに知っていただき、是非使っていただきたいということがあると思います。一方で、混乱を起こさない、コスト増につながらないようにするという、バランスの難しいところがあります。その辺り、是非お話しいただければ有り難いと思います。

○森山主査

例えば、例えば「沼津」さんというお名前の方がいらっしゃった場合に、「沼津」の「津」を、四つ仮名の「ヅ」に対応する「d u」で書きたいという方と、あるいは地名としては、沼津はもう「z u」で書くんだというふうな書き方があったような場合、二通りの書き方が並行して行われることになります。

あるいは正に「東京」という表記なども、例えば地図では「Tokyo」というふうに書く、でも、東京が付くいろいろなお名前の団体、あるいは公共性をどう考えるかという棚橋委員のお話もありましたけれども、そういったときにどのような表記をしていくのか、これで皆さんが割と自由に使われるということになると、結局今回の新たなローマ字表記というのがなし崩しになってしまうという側面もあります。かといって、絶対こうしなさいと言っても、現実的に看板をすぐに書き換えるわけにいきませんから、現実との関係のある程度考えなければならないというところもあるかと思います。

先ほど古田委員から標準ということについてお話がありましたけれども、その辺りも含めて、いろいろな考え方を具体的にどのように進めていけばいいのか、是非御議論いただきたいと思います。

○成川委員

ちょっと質問に近いのですが、先ほども常用漢字を例に挙げて、固有名詞は対象外

だというお話があって、国語施策はそういう傾向があるということでした。しかし、例えば、送り仮名の付け方ですとか、現代仮名遣いになると、固有名詞は別ではないということだと思います。

それで、今の内閣告示のローマ字のつづり方というのは、もちろん戦後間もなくなつたので、余りそこまで整理されてないかもしれませんが、固有名詞を対象としているのでしょうか。もしこれを改定するのであれば、まずその定義付け、これはどんなものであるというのが必要なのかなと今議論を聞いていて感じました。

○森山主査

事務局からお願いします。

○武田主任国語調査官

今御指摘のあったとおりで、例えば現代仮名遣いというものは、それぞれの方が自分の名前を平仮名で書こうとするときにも参考にされるものであらうと思います。ローマ字のつづり方もそれと一緒にです。つまり、固有名詞を書くときにどうしたらいいかというときにも、参考にしていただけるものです。

ただ、もう現代仮名遣いの時代だから、旧仮名遣いは使えないのかということではなく、旧仮名遣いの書き方で自分のお名前を書く方もいらっしゃるかと思います。ローマ字に関してもそれと同様に、最終的なつづりの判断というのは、個人の方が決めるということになるのではないかと、というふうに考えます。

○森山主査

ほかにいかがでしょうか。

○棚橋委員

令和4年に「公用文作成の考え方」が改めて示されて、各省庁などは随分それに従って物を書かれるようになったのではないかと思います。私が一番気になっていたのは、横書きのときにはカンマだったのが、テンでいいということになって、国語の教科書なども今は横書きでもテンで表記するように変化してきました。

このたびこのローマ字表記の結果が出たときには、例えば配布資料3に挙げてあります、ちょっと外務省は分からないですけれども、国土交通省傘下の部局などは、当然変えてくるという想定で考えていいのかということをやっと伺いたいです。

○武田主任国語調査官

これは私どもが軽々に答えられることではありませんが、現実的に考えると、例えば道路の標識には長音記号を使っていないという現状がある中で、国語分科会が長音符号を使いましょうと言った瞬間に、全国の標識を変えていくというようなことが可能かどうかということを考えますと、やはり難しいのではないかと、ということになります。ですから、直ちに及ぼそうということで議論を進めることになる、かなり困難なところがあるのではないかと、ということになります。

もちろんこちらで議論が行われて、それが何らかの形で示されれば、それは尊重していただけるというふうに思っております。ただ、これまで長く続いてきた慣用であるとか、実際にあるものがすぐ変わっていくかどうかということに関しては、なかなかそうもいかないところがあるだろうということかと思えます。

○棚橋委員

ありがとうございます。公用文とは質がちょっと違うので、考えないといけないことは多いなと思いながら、少しお伺いしました。

○森山主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○川瀬委員

やはりある程度の原則は示さないといけないのではないかという気もしています。例えば固有名詞、個人のお名前をどのように書き表すか、当事者の意思を尊重する、非常に美しい発想ですし、そうあるべきだと思います。ただし、めちやくちなアルファベット、ラテン文字の並べ方をして、これでいきたいんだと言われたときに、それはローマ字ではないだろうということになります。やはりある程度の原則は示す必要があるのかなというふうに感じました。

同じく各分野における取扱いにおいて社会的混乱を招くことがないようにする、これも本当に大事な配慮だと思います。ただし、できるだけここに準じてくださいという強いものを打ち出せるのかどうかというのもあるのかなという気がしています。範囲が広いので、本当に難しいですね。

○森山主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○長岡委員

個人の名前を書くといったときに、やはり何かしらのよりどころが必要になります。ただ、現行の学習指導要領解説には、ローマ字に関して「パスポートに記載される氏名の表記など」という文言があって、外務省の示す書き方について確認する必要があるのです。そこでちょっとしたねじれが生じています。

ローマ字教育自体は現在のローマ字のつづり方をよりどころとして指導はするけれども、一般社会で用いられている表記の仕方についても教えていきます。そのときには、身の回りで目にするような、例えば道路標識なども用います。例えば道路標識なら国土交通省とか、地名なら国土地理院とか、内閣告示とは別の基準で行われているものも参考にしながら学習を進めていくことになるわけです。そうすると、実際に社会で使われているものを学習対象とした場合、どうしても複雑さが生じてしまうというところはあると思っています。

今回の改定に向けた議論は、現在一般社会で使われている表記の仕方とローマの字つづり方の第1表がずれているので、そこを直していくという方向に進んでいるのですから、実際にどういうところでどういう表記法が使われているのかというのは、かなり重要なところになるのかなというふうに思っているところです。

○森山主査

ありがとうございます。

確かに「オノユキ」と「オオノユウキ」とが同じ表記になってしまうというのが問題ではないかというのがそもそも出発点で、いろいろと議論されていた部分であろうと思います。こうあるべきだということは、重要なこととして働き掛けていく必要があるんじゃないかという気も個人的にはいたします。その辺りも含めましていかがでしょうか。

○常盤委員

基本的にはこれまでお進めになってきたこの整理の考え方に賛成ですが、先ほど成川委員から御意見があったことに関連して、個人の姓名についてというのを最初に出すのは避けてもいいのかなと感じました。最終的に、個人の判断は自由ということで、これは多分動かないのではないかなと思います。やはり国として決めるということになると、公共性の高いもの、例えば地名などについては、ちょっと別に考えてもいいことなのかなと考えます。

○森山主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○川口委員

先ほど固有名詞にもちょっと線引きというか、段階があるのではないかと申し上げたのですが、いろいろ意見を伺っているうちに、これは固有名詞そのものの性質とか公共性というだけでなく、使用場面というのものもあるのかなという気がしてきました。

スポーツ選手の登録名という場合は、パスポートなどの公的な書類にある表記とは違うものをローマ字の登録名に使えるとも思います。

個人名のつづりが、パスポートのような本人確認をするような公的な書類のつづりと違って問題がない場面では、自由な登録名であっても、間違っているなどと言われる筋合いはありません。ただ、氏名の場合はどうしてもパスポートの表記に縛られる面があります。公的書類に用いることのできる表記を無視して、自由に好きなつづりを使いたいということは、現状では認められないわけです。

例えばパスポートは、個人を本人確認する証明書、海外では唯一に近い証明書です。つづりが一文字でも違うと、トラブルが発生しかねないというのは皆さん御存じのとおりかと思います。クレジットカードのつづりとパスポートの数字が違うと、本人だと認めてもらえないかもしれない。「サキ」と「ザキ」、「キタザト」なのか「キタサト」なのかといった濁音の問題のように、漢字表記では問題にならないことが、ローマ字つづりになると一文字違うだけでも問題になるおそれがあります。そういった公的な書類での自由度が制限される場合と、ペンネーム的なつづりが認められる場合とでは、ちょっとレベルが違うような気がします。

○森山主査

ありがとうございます。

パスポートのローマ字表記が、今までは絶対的にその形で進んできてはいるわけですが、その形のままでいいのかと思うところもあります。先ほどの、「オノユキ」と「オオノユウキ」とさんが同じ表記になってしまうような場合があるということ、その辺りに関しては、やはり何らかの整理が必要ではないかということを提言することはできるかなという気もいたします。

もちろん、既に様々な実態があり、ゼロからのスタートではないということ、これは非常に重大な問題ではありますけれども、方向性も含めて、議論が必要かなというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

○滝浦副主査

今日初めて出てきた話題かなとも思ったのですが、先ほど森山主査の御発言の中で、「沼津」とさんというお名前が挙がってきて、四つ仮名の話にちょっと触れられま

した。いずれ検討することになるのは間違いなく、多分長音の話以上に、四つ仮名の問題は難しく、容易にはまとまらないだろうなという気がしていました。

そういうことを考えた中で、今日の配布資料2「主な論点 Ver.3」の「2」という項目の中に、現代仮名遣いとの関係ということで、四つ仮名について1か所だけ触れられているかと思います。

今まで個人の自由という観点については多くの方が触れられていたんですけども、四つ仮名をどうするかというのは個人の自由という観点だけでは済まないところがあります。と言うのは、現代仮名遣いで一応決めたものがあるわけです。一般的には「ズ」と「ジ」を使うけれども、連濁の場合と同音の連呼である場合は「ヅ」と「ヂ」を使うと決まっているわけです。そこがくせ者で、私はそういうことも教える立場にあるので教えますが、実は自分がよく分かっていないところがあると思っています。連濁はまだいいのですが、同音の連呼とは何のことをいっているのかというのはよく分からない。「いちじく」とか「著しい」というのは、同音の連呼ではないから「ヂ」を使わないとあっさり書いていますけれども、同音の連呼であるかないかというのは、歴史的なことを知らなければ分かりようがないので、簡単に言うと分からないわけです。教えている人自身が分からないというようなものが四つ仮名には含まれてくるという問題があります。

そうすると、これは全て個人的な意見ですが、長音の場合には、一応日本で学校教育を受けた人であれば、大体のところは、エ列長音やオ列長音もそう迷わず書けるだろう、判断できるだろうということを一応支えにできる。だから、そのやり方をローマ字に導入すれば、余り混乱がない形で、皆さんが決めたようなつづり方を使ってくれるのではないかという提案に結び付くとも思えます。

では、同じことが四つ仮名についても言えるかと考えると、今申し上げたように、教える立場にいる人もよく分かっていない、分からないと言わざるを得ないというところがある。きっと、ほとんどの人にとっても分かりにくいだろうと考えると、決めても余り甲斐がないと思われそうです。

というふうに考えると、こちらについては、もう原則の方、つまり、現代仮名遣いでは「ジ」と「ズ」を使うというのは一応本則になっているわけなので、ローマ字においても本則を決めてそちらに統一するというふうにしておいてはどうか。あとはさじ加減です。固有名、名前などについて、四つ仮名の歴史を反映して、個人名などについては、「ヂ」「ヅ」をお使いくださいとか、許容するという考え方もある。ただ、本筋としては、現代仮名遣いの本則を採用するというふうに決めるみたいな形でないと、我々が何かを決めても、結局そのようには書いてもらえないという可能性が高いのではないかという気がしています。

というところで、この話は、個人の自由という観点とまたちょっと違う観点からではありますが、いずれどこかで話さなければいけないと思うので、ちょっとこの辺で一度出させていただきます。

○森山主査

ありがとうございます。

四ツ仮名の問題に関しましても併せて議論をしていただければと思います。いかがでしょうか。

○古田委員

四つ仮名の問題も大切だと思っているのですが、ちょっとその前に。先ほど常盤委

員がおっしゃったことはとても重要かと思いました。つまり、整理の仕方をどうやってアウトプット、出していくのか。今後統一した考え方を示すとして、それをどのように説明していくのかということにも深く関わりそうです。

例えば「1」の「個人の姓名、団体名等の書き表し方」は、基本としては固有名詞をどうするかということで、まず判断のためのポイントを出す必要があるだろうと思うのです。つまり、今日の様々な御意見を伺っても、公共性が高いかどうかポイントになるのではないかと。少し言い方を変えると、何か特定の誰かの希望とか、こだわりとか、何かそういったものが優先されないものから、順番に並べて説明を行なっていくのがよいと思います。そういう観点から考えると、まず地名に関してはかなり公共性が高いので、ある種の標準的な、あるいは原則にのっとったものというのが適用されるというのが望ましいだろう。次は、地方公共団体の名前、そこから徐々に、例えば企業名は、ある程度は公共性があるにしても、地方公共団体ほどではないでしょう。そして、個人名に関しては、最終的には、個人の希望とか思い、海外の名前に由来する名前だった場合にはそちらが優先されるべきだとか、様々な事情が関わって来るとも思われます。そうした整理、説明の順序というか立て付けといったものを、どのように示すかということも重要なことと考えました。

○森山主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○成川委員

資料の上のところに「天ぷら」を「m」で書いてあるのがあります。それで、OED (Oxford English Dictionary) に載っている日本語由来の言葉がほかに何かあるかなと思って見てみたら、「井（どんぶり）」も載っていました。ただ「井」の「ン」は「b」の前なのに「n」になっている。もう既に英語になっているものでもぶれがあるのだと思います。余り厳密さを求めていると議論が進みませんから、例外があるということを前提に話をするしかないのかもしれないかもしれません。

○森山主査

原則と現実の例外ということも含めて議論せざるを得ないという側面も確かにあるということかと思います。

それでは、時間のこともありますので、三つ目「そのほか、関連する論点」の方も含めて議論していきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○武田主任国語調査官

それでは配布資料4に戻って、「3、そのほか、関連する論点」というところを御説明いたします。

現在の内閣告示の「そえがき」に「特殊音の書き表し方は自由とする」とあります。これは具体的には外来語などに使うつづりに関しては取り決めていないということです。これまで、国として外来語に特有の音に関するローマ字のつづり方について、統一的な定めを示したことはありません。

一方、各分野においては幾つか先例があります。配布資料4の2枚目を御覧ください。パスポート、旅券の例です。これは「参考」としてありますので、ルールとは言えないのですが、外来語に関わる音のつづり方が示されています。パスポートですから、これはお名前に使う表記ということです。もっと言えば、外国由来のお名前を持ってらっしゃる方が日本のパスポートを取ろうとしたときに、ここにあるような表記

を使うケースがあるということです。

ここで採っている表記は、例えば「シェ」というのは、「SHIE」というふうを書くとなっています。「SHI」の後に「E」があるわけですが、仮に「E」を仮名の小書きと同じであると見立てると、「SHI」（シ）に小書きの「E」（エ）を付けて「シェ」と読ませているということです。全て仮名に置き換えると2文字になっており、2文字目を小書きであると見立てると、ちょうど仮名の書き方に対応する形で考えられているということです。

もう一方、こちらは非常に古いものですが、昭和25年に文部省が監修した本の中でも外来語の表し方、特殊な音の書き表し方が示されています。昭和22年に「ローマ字教育の指針」というものが出た後、昭和25年にローマ字調査審議会というところで「改定 ローマ字教育の指針」を作っています。資料に引用したのは、その解説として示されているものからの抜粋です。

戦後すぐ、学校教育にローマ字が取り入れられたときには、文部省は訓令式とヘボン式両方の教科書を用意しています。ヘボン式の教科書には、資料のような例が挙がっていたということになります。ここでは、例えば「スイ」には「s i」、「ティ」には「t i」、「トゥ」には「t u」が当てられています。これらは、訓令式でしたら「シ」「チ」「ツ」と読まれることになりますので、ヘボン式限定での考え方になります。

ただ、現代においてこれをそのまま適用できるかといったときに、これまで訓令式で「シ」に対応するものとして学んできた「s i」をこれからは「スイ」と読むことにする、というようなことは、なかなか難しいと思われます。

このように、外来音に関しては、これまで特に取決めがなく、またこれをきちんと整理しようとするれば、その議論は非常に難しいものになるうとも思っております。

次にハイフンの用い方です。これは昭和12年の内閣訓令、いわゆる訓令式が定められたときには、現在の内閣告示におけるアポストロフィーと同じ使い方をすることになっていました。しかし、これまでの議論の中では、複数の語によって構成される語を書く際にハイフンを使うということが確認されてきたのではないかと考えています。学校の教科書などにも、複数の語によって構成される語はハイフンを使って書くということが出ておりますので、こういう方向がよろしいのではないかというふうに考えております。

最後に、ローマ字で文を書く場合の留意点を示すかどうかということです。現行の昭和29年の内閣告示では、文の頭は大文字で書くということだけ示されています。現在の御議論は、名詞など語のレベルでの使用が中心になると想定してお話いただいているわけですが、文を書く場合に必要な情報についても言及すべきかどうかということもお考えいただきたいと思います。

例えば現行の内閣告示にあるように、文を書く場合、書き始めの語頭を大文字で書く、あるいは区切り符号、ふだんの日本語であればテンとマルですが、カンマとピリオドを用いるといったことを書いておくか。それから、助詞の「何々は」とか「何々へ」、「私は駅へ行く」というようなときの「は」や「へ」は、それぞれ「w a」、「e」と書く。そして、「リンゴを食べる」というときの「を」に関しては、これも「o」と書くというようなことを書いておくべきかどうかといった辺りをお考えいただければと思います。

○森山主査

ありがとうございます。

先ほど来、長音の問題、それから「m」と「n」の「ん」の撥音の問題、そして、

四つ仮名の「ジ・ヂ・ヅ・ズ」の問題、それに加えて、外来音の表記の問題、原則は原音で表記するというのもあるかと思いますが、例えば書物を整理するような場合に、全く触れないのいいのか、あるいは何らかの参考資料的な形で、こういう書き方があるというのを示す方がいいのかとか、その辺りの問題もあろうかと思います。さらに、ハイフンの問題、文として書く場合の大文字・小文字の扱いなど、その辺り全体を含めまして、更に議論をしていただければと思います。御自由にどんどんお願いいたします。

○川瀬委員

一気に話が広がってきて、どこから考えたらいいのだろうと思いながら見ていたけれども、外国語、外来語に関しては、もう自由に任せるしかないんじゃないかと思います。もともとアルファベット、ラテン文字を使わない外国語もたくさんありますし、発音を参考にそれぞれで決めていただくしかないのかなというふうに思います。むしろ原則を出すことは不可能に近いんじゃないでしょうか。

それからハイフンについては、整理したいと感じます。「〇〇通り」は、「明治通り」もあれば「六本木通り」もある。いろいろな種類があるものは、間にハイフンが必要なかなと。では「卒業式」と「入学式」はどうかと考えると、そのままでいいのかもしれない。一つには、余り文字が続き過ぎない、読みやすさというのも基準になるのかと思いますし、言葉の成立している理由や使われ方にもよるのではないかと感じます。

それとローマ字で文を書くこと自体が少なくなっているとは思いますが、書く場合には見やすさの点から、書き始めは大文字がいいと思います。区切り符合はもしかしたら、点と丸でもいいのかなという気がします。なぜかという、やはりローマ字は日本語をベースとしているからです。

同じくその下の助詞の書き方ですが、「何々は」を発音どおり「w a」と書くとしたら、先日ふりがな、長音の読み方にあったような現代仮名遣いに準じるというものと齟齬が生じるという考え方もあると思います。助詞は特別だという例外規定をまた作るのかどうなのか。とは言いつつ「何々は」のところを「h a」で書くのはやっぱりちょっと違和感があります。

○森山主査

長音に関しては、後で少し時間を取りたいと思います。まず、それ以外の部分、今の段階で方針を決めるということでもなくともいいと思うのですけれども、ある程度議論を共有して進めていきたいとは思っております。

では、川口委員、お願いいたします。

○川口委員

今、川瀬委員がおっしゃったところ、助詞の部分についてですけれども、今議論しているローマ字は、原則は表音的というか、発音を重視して、長音の場合はそれが記号で表せない場合に、現代仮名遣いに準じるという方針だったと思います。ですから、仮名遣いに合わせるというのは、発音に準じた表記が難しいときという考えだとすれば、助詞の「は」は「w a」の発音に準じる形で書くので、矛盾というか、例外にはならないと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。原則として、まず発音が先に来ているということの確認を取りたかったのですけれども。

○森山主査

ありがとうございます。

表音主義なのか翻字主義なのかというところで、まずは表音、音を表すというところかと思います。

この点に関して、あるいはほかの点に関しても、どうぞお願いいたします。

○古田委員

最後の、文を書く場合に必要な情報についても言及すべきどうかというところですね。多分幾つか考えるべきところがあって、例えば日本語教育で、発音の補助のためにローマ字を使うといったケースは公的な場面でもあると思います。そのときに、恐らく発音を重視した形でローマ字表記するのだと思いますが、その辺りをどのように表記すべきかということが、ある種の目安を示すためにも必要かもしれません。

もう一つは、文だけではなくて、句といいますか、例えば僕自身は研究をしているので、しばしば日本語の本のタイトル、それは名詞と形容詞、助詞、名詞というのも多くあるし、疑問文だったりすることもあります。それらを扱うわけです。例えば英語で論文を書くときには、日本語をローマ字表記で示すために、どうするか考えます。そのときも、分かち書きをどうするか、ハイフンをどこに入れるかということも含めて結構ばらばらです。そこにある程度の目安があると、例えば論文などで文献を記すときにも役立つのではないかと感じました。文と句に関しても、一定の標準というか目安があるのが望ましいかと思います。

○森山主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○常盤委員

先ほど川口委員と川瀬委員の方でお話が出ていた書き方の問題ですけれども、多分長音の方でどういう方針を取るのかということと関わりがあるということは御指摘のとおりではないかなと思います。

それからもう一つ、分かち書きということについても考えていく必要が多分出てきて、その点が気になりました。それから一つ上に上がって、カンマとピリオドの件で、点と丸というような御意見の提案もありました。そういう考えももちろんあるなというふうに思いましたけれども、情報機器を打って書くときのこと、例えばローマ字をアルファベット、ラテン文字で打っているときの便利さなどを考えますと、カンマとピリオドというのも選択肢としていいのではないかと考えました。

あと、参考になるかどうか分かりませんが、資料の内容を順番に下から上に上がっていきますけれども、ハイフンの使い方というのも、どこまでが一つの単位かという判定はなかなか難しい問題だなというふうにいつも感じています。

国立国語研究所の言語コーパスでは、言葉をどういう単位で区切っていくのか、一つの結合、二つの結合とどこで一つの単位にするかといったことが一応試案として示されていて、それによって運用されています。この場合にぴったり当てはまるのかどうかは分かりませんが、検討の参考にはなるかなと思いまして発言しました。

○森山主査

ありがとうございます。

それでは、ちょっと議論を整理するために、大変変則的かもしれませんが、今、常盤委員がおっしゃってくださったように、まず下から順番に、ローマ字で文を書く場

合の留意点について、大まかな御意見を伺いたいと思います。

文を書く場合、書き始めを大文字で書くというのは、大体この方向という感じでしょうか。今決めるということでは決してなくて、大きな方向付けを議論するという点だけであります。区切り符号は、カンマ、ピリオド、あるいは点と丸という御意見もありました。そしてまた、区切り符号にクエスチョンマークやエクスクラメーションマークを含めるべきだという考え方もあろうかと思いますが、その辺りはどうでしょうか。

○大島委員

いずれも難しい問題だなと痛感しております。文の表記のことについて言いますと、今森山主査もおっしゃったように、文頭は品詞など問わず、普通、名詞が多くなりますかね。大文字というのでよいと思います。

それと、区切り符号ですけれども、これも難しいところがありますが、いわゆるカンマとかピリオドでよいのではないかなと私は思いますし、いわゆる漢字仮名交じりの横書き文でも、よしあしは簡単には言えませんが、カンマ、ピリオドが使われることがないわけではありません。ローマ字横書きのものでは、カンマ、ピリオドを使うのがよいかなと個人的に思います。

クエスチョンマークとか、エクスクラメーションマーク、その辺りはもっと慎重に考えないといけないかなと思いつつも、特にクエスチョンマーク、疑問文、質問文のクエスチョンマークは、ローマ字横書きの場合、漢字仮名交じり文と違って、使いやすくなるのかなというふうな印象を持っております。

それと関連して申しますと、ドイツ語などがそうするように、普通名詞の場合にも文頭に限らず名詞を大文字にするという場合があります。それについてもちょっと考えておかないといけないと思いました。

特に固有名詞を別とした場合、名詞を文頭以外であっても大文字にするということになると、これまた形式名詞の程度であるとか、実質名詞、形式名詞なんていう言い方をすれば簡単に割り切れるようですが、実はそうはいきませんし、そういうちょっと難しい問題が控えていることになろうかなと思います。

まとめませんが、感想のようなことを申しました。

○森山主査

ありがとうございます。

固有名詞の大文字の問題も含めて、また区切り符号のほかのものも含めて、今後改めて更に考えていきたいと思っています。

まずは、語頭大文字、そしてカンマ、ピリオドという方向、あるいは「w a」、「e」、「o」と書くという助詞の書き方で、割と表音的な考え方になるかと思いますが、その辺りはまずは踏襲しながら、今後更に議論を深めていくという方向でよろしいでしょうか。

ハイフンの問題がありますが、先ほど常盤委員から、短単位とか、長単位というような単位の切り方が参考になるのではないかなという御意見を頂きました。それから、例えば「新宿御苑前」のように、一続きにする場合と分かち書きにする場合の両方があるというものもあろうかと思いますが。

ちょっと個人的な意見を申しますと、例えば日本銀行なんかは、アクセントが1単位になりますので、日本銀行でもう1語になりますが、日本銀行協会の場合は、「日本」と「銀行協会」の間にアクセントの単位が違ってきますので、そういう場合は分かち書きをするというのも一つの考え方かなというふうに思っております。

それから、ハイフンを使う場合と連動するのが、「n」の後に「y」や母音があるときにアポストロフィーを使う場合との問題です。これは現在、国土交通省、海上保安庁等では、本来アポストロフィーを使うところで、ハイフンが使われているということが配布資料3にありました。そういった実態との関係も含めて議論が必要かもしれません。ハイフンの問題に関しまして、いかがでしょうか。

○大島委員

度々失礼します。あわせ名詞というか、複合語というか、ハイフンの問題、あるいは分かち書きの問題、これも本当に難しい問題だなと思いますが、先行の資料を私なりにいろいろ見てみました。現在もう解散していますけれども、社団法人の日本ローマ字会が、かつて『口語辞典』というのを出版しています。「話し言葉を引く字引」という別名もございます。福永恭助、岩倉具実という二人の方が中心になられたものです。例えば、「コウドを測定する」の「コウド」であれば、明るさとか高さ、あるいは硬さとか、そのような和語に置き換えたり、その例を挙げたりしています。その『口語辞典』の付録、「付けたり」というふうになっているところに、分かち書きの問題を含めたローマ字で文を書くときのいろんな問題点や注意点について、割と具体的な例を挙げて説明をしている箇所があります。

人の名前とか土地の名前、その他の固有名詞という項目のところを見てみますと、例えば、固有名詞の後に「シャ」とか「チョウ」などの接尾的な言葉が付く場合はどうか、あるいは地理上の名前についてどうするか、「富士山」とか「隅田川」などというのは一つづりになっていて、先ほど森山主査からアクセントの問題も出されました。では、「房総半島」とか「明石海峡」はどのように示されているかというのと、「房総」と「半島」、「明石」と「海峡」の間にハイフンが付いています。

解説のところには、地理上の名前は「山」とか「川」とか「湾」などまで続けて書くのが正しい。ただし、後に続く言葉が、そこには3声とあるんですけども、3モーラ、3音節、あるいは3拍ということかなと思いますが、それ以上の場合は間になぎを挟むのがよいというふうな解説があって、例が挙がっています。

私の意見というよりは、ちょっとまとまった過去の文献の中で、そういう問題がこんなふうに解説されて取り上げられているということを簡単に御紹介いたしました。

○森山主査

ありがとうございました。長さの問題もあるということですね。

「n」の後のアポストロフィーの問題も含めて、もし何かありましたらお願いいたします。

○川口委員

ハイフンのことで、句の区切り方について、先ほど国立国語研究所の短単位とか、そういうのが参考になるのではという御意見がありました。確かに何か基準があると分かりやすいですが、短単位という単位は、学校文法を習った人間からすると理解し難い部分もあります。新たな基準を出してしまうということになって、大変かもしれません。今ちょっと確認したところ、短単位の考え方だと、例えば、「研究所」だと「研究」と「所」で分けるようです。感覚的にいうと「研究所」と1語ではないかと思っている人の方が多いような気がします。こういったことが多くの言葉で発生するとしたら、統一的なルールを作るのは意外と難しいとも思われます。

ここは切っておくべきじゃないかということについて、ある程度の具体例は出した上で、どこで皆さんの共通理解が図れるのか。現代仮名遣いでも、語源が分かるかど

うかで四つ仮名の基準がぶれる、「世界中」がザ行の「ジ」なのか、ダ行の「ヂ」なのかというのは、「世界」と「中」で分ける人と「世界中」で1語じゃないかと思う人との揺れがあるというようなのと同じようなことが起きるのかなと思いました。だから、完全にきれいな基準を示すというのは難しいかもしれないけれども、ある程度の事例で使い方を示すのがいいのかなと思います。

本当は日本語の論文などのタイトルをローマ字化するときに、統一基準があるとぶれがなくて、引用文献などを示すときにも便利ではあるのでしょうけれども、一方でなかなか難しいだろうなと思います。

○森山主査

ありがとうございます。

分かりやすさが大事ではないかということで、語構成意識とか、場合によっては接尾辞、あるいは接頭辞の長さの問題とか、その辺りも含めて様々な観点から例を挙げて議論をしていく必要があるだろうということかと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（玲）委員

長過ぎるつづりという問題以上に、表記、特に地名などの表記が統一していないということで海外の方が混乱されると聞くことに、例えば鴨川をローマ字で表記するときに、「Kamogawa」と書くのか、「Kamogawa-River」なのか、あるいは「Kamo-River」なのか、ちょっと意識して見ていると、そういう表記が混在しているといったことがあります。どこで区切ってハイフンを入れるのか、そういった使い方も大切ですが、地名などの表記方法についても統一できれば、結果として多少つづりが長くなっても困らないということが言えるかも知れません。

私たちも海外に行くと、びっくりするぐらい長い地名などが存在します。ただ、それがきちんと音声化できる、ローマ字に近いようなもので表記してある限り、長過ぎて読めなくて困ったという経験はありませんし、基本的にはハイフンを使う必要はなく、ただもう長過ぎるのでここで適宜入れるというような例を示せばいいような気がします。先ほどから御意見が出ていたように、例を示して、大変長い場合にはハイフンを入れることも構いませんというぐらいの位置付けの方がむしろ親切なのではないかと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。引き続き考えていきたいと思っています。

では、大変恐縮ですが、最初に少し申し上げておりましたとおり、残りの時間は長音に関する意見交換の時間としたいと思います。

先ほど御確認いただいたとおり、おおよその方向性として、母音の文字に符号を付けて長音を表すという方法でいくということ、そしてまた符合付き文字を使えない、あるいは使わない場合には、母音字を並べて書き表してもよい。さらに、母音字を並べる際には、現代仮名遣いに通ずるつづり方を採用してはどうかということがありました。その辺りを改めて確認しながら、御意見を伺っていきたいと思っています。

意見交換に入るに当たりまして、前回もお示しした整理の表を参考資料3で準備していただいております。こちらを御覧いただきながら、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

それでは参考資料3の方を御覧いただきたいと思います。前回御議論いただく中で、会議の最後のところで、本当にこの方向でいくのでしょうかという御意見もありました。長音の示し方についても一度確認いただきたいと思っております。

まず、現状は母音に符号を付けて表すということがあります。参考資料3の一番左のイ列、エ列とあるその隣の符合を付す場合（現行・原則）というところです。今まで御説明がちょっと足りなかったかなと反省しているのは、イ列の書き方とエ列の、特に「e i 型」、「先生」とか「経営」型の書き方についてです。

実は内閣告示には明確に示されておりませんが、イ列の長音、例えば「新潟」に関しては、「i」を並べる書き方というのが定着しています。教科書などにもそういったものが示された例がございます。

また、「先生、経営」型の場合、音としては「センセー」「ケーエー」と聞こえることがあるとしても、ローマ字で書くときには、ヘボン時代から「e i」で書いているということがあります。長音に聞こえるケースがあっても「e i」という書き方をしているということです。

主査打合せ会の中では、イ列、エ列に関しては、イ列は「i」を重ねる、エ列は、数は非常に少ないですが、「姉さん」とか「ええ」とか「へえ」というような場合は「e」を重ねることになりますが、「先生」や「経営」についてはこれまでの慣用を採って「e i」と書くのはどうかという方向で検討いただいています。

もう一つ重要なところは、右から二つ目の列になります。符号を使わない場合の表記というのを今御提案いただこうとしているわけですが、特にオ列の場合に、「o o 型」と「o u 型」の使い分けをするかどうかということがあります。

音としては、例えば、「大通り」も「オー」「ドー」、「公園」「房総」も「コー」「ボー」「ソー」というふうに、伸ばした音に聞こえるわけですが、ここで符号を使えないときを考えた場合には、エ列の長音と同じように使い分けを導入した方が皆さん迷わないのではないかと、あるいは受け入れやすいのではないかとというような御議論があったかと思えます。

オ列の備考のところに、母音を並べる場合には全て「o o」とするという考え方と、エ列と同様に「o o」と「o u」を、仮名遣いに通ずる形で使い分けするという2通りが考えられるということがまとめてあります。その辺りについてもう一度御意見を頂きたいと思っております。

○森山主査

ありがとうございます。

それでは、この長音の問題、いかがでしょうか。

○滝浦副主査

ちょっと質問です。今御説明いただいた中でも言及されていたのですが、一番右側の備考のところで、エ列とオ列が問題になるわけですが、オ列の方にだけ全て「o o」とするか、エ列同様に書き分け、使い分けを導入するかということが書いてあり、エ列の方にはそういうことが書いてありません。なぜオ列だけこういうことが書いているのか、何か理由があるのでしょうか。

○武田主任国語調査官

エ列に関しては、現状もう既に使い分けが行われているというふうに見ておりまして、あえて書いていないということです。それを踏まえて、オ列の方もエ列と同様の考え方で使い分けをすることができるかどうか、ということです。

○滝浦副主査

ありがとうございます。

つまり、ローマ字の書き方として、エ列は既に書き分けがある。オ列の方は必ずしもないので、一応ゼロベースで考えると両方あるだろうということをお書きくださったということですね。分かりました。

個人的には、仮名遣いのやり方に準ずるのであれば、エ列とオ列は書き分けをするというのがすっきりして分かりやすいですし、オ列の方で、「o h」を入れるということをわざわざ書く必要はあんまりないのではないかと思います。人の名前に関しては、決めなくてもそうする人はいるのかなという気がするので、もうしようがないと思いますけれども、それは英語的な発想だと思いますし、あえて触れる必要もないのかなと思いました。

○森山主査

ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

○常盤委員

現状について理解できましたけれども、ちょっと確認というか、何と言ったらいいいのか分からないのですが、第1の原則は、「o」に長音符号を付けるということかと理解しました。そこで、第2の原則は、第1の原則ができない場合の代替手段なのか、全く別の手段なのかというところを、うまく説明できるというのかなというふうに感じています。

というのは、恐らく表音的な手段が第1の手段、マクロンか何かの符号を付けるということになると思いますので、そちらの方でいくのであれば、母音を並べる際には「oo」と「o」を重ねる方が、代替手段としては表音的になると思うわけです。

第2としては、表音的な方法とは全く別の観点になるけれども、仮名遣いとの関連による原則を採った。どっちを選んでもいいというような説明をしっかりとしておくことが必要だと思います。

いろいろな母語の方がいらっしゃるので何とも難しいのですが、これまでの議論の中でも、表だけを出しても説明が足りないのではないかと御意見が川口委員からあったと記憶しています。つづり方に対して、どう発音するかということがうまく伝わるようにというか、IPA、発音記号などであらかじめ具体的に説明するなど、うまく意図が伝わるような形の工夫があるというのかなというふうに感じております。

○森山主査

ありがとうございます。

ただ今の問題も議論していく必要があるところかなというふうに思います。表音主義か、翻字主義かみたいなのところにもちょっとつながってくる問題ですね。この辺りも含めていかがでしょうか。

○成川委員

ここの例でいうと、「九州」ですとか「神宮」などは、今は符号がないままの書き方が多く使われています。符号を付ける、もしくは母音を重ねるとなったときに、当事者はなかなか変えにくいとも思われます。明治神宮は、今は「jingu」ですがけれども、最後に「u」を重ねるというだけでなく、符号をそのまま外したのも認めますよ、といったことは必要ないのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○森山主査

本当に難しい問題ですね。この点いかがでしょうか。

○川瀬委員

今の成川委員の御発言は目からうろこでした。記号を外すだけ、付くか、付かないかというだけというのも、ああ、確かにそういう考えもあるなというふうに思います。ただ、そうすると、また最初に出てきた話になりますが、「ユキ」と「ユウキ」さんの問題が残る。そう考えると、ちょっとなじまないのかなという気がします。

私もお伺いしたいのですが、ローマ字でマクロンとか山型、サーカムフレックスが付いていたりするのが伸ばす音だというのは、世界的に割と認識されているのでしょうか。というのは、多分今ローマ字が実質的に使われている現状を考えると、日本の言葉を外国語話者が理解して、発音して、表記するためのものだと思うわけです。そうやって考えると、まず棒が付いているのは伸びる音ですよ、ということが理解できているのかなというのも一つあります。

また、記号を付けずに母音を重ねる場合、発音との整合性を考えたら、やはり発音に準じたものの方がいいのかなというふうに思いました。ただ、発音に準じると、やはりぶれが生じやすいので、現代仮名遣いに準じた方が、日本人が書いて表記するときには分かりやすいのかなというふうにも思います。この辺はなかなか難しいのですが、発音と見た目の表記というのができるだけ一致している方がよろしいのではないかなというふうに感じる部分もあります。

○森山主査

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○川口委員

マクロンが長音符を表すのは、世界的にどれぐらい理解されているかということについてです。まず、英語を基準にしまうと、英語は長短という母音の区別はせず、アクセント、強弱になるので、もう長音というのは諦めなければいけなくなってしまうところがあります。

内閣告示のローマ字のつづり方で、マクロンを使うように示してはいないのに、日本語でもなぜ使われてきたのかというと、長音を表す記号としての国際的な共通認識があるからであろうと思います。有名なところだとラテン語、長母音を表すときにはマクロンを付けます。ただ、これは西洋の方で古典をやっている人、大学以上の学歴のある人なら見たことがあるかなという話なのかなと思いますので、あとは言語次第です。

我々が今メジャーだと思っている欧米の言語の中では、マクロンはほとんど見ないのですが、ヨーロッパの中にはマクロンを使う言語もありますので、これはどこの外国語を意識するかという話になります。ヘボン式を使うという時点で英語を意識していることにはなりますが、英語の観点から読める、読めないというのは余り考える必要はないとも思います。この国の言語をアルファベット、ラテン文字で書き表すときには、マクロンを使って長音を表現するのだということが分かるように説明すればいいのではないのでしょうか。

○森山主査

ありがとうございます。

J R などでは正に、長音をマクロンで表しているわけですね。

例えば、「h」を使う場合は、例えば「大平」さんでは「オッヒラ」になってしまうとか、「大分県」が「オヒタケン」になってしまうというふうなこともありますので、「h」を使うというのは、ルールとしてはちょっと問題点もあるかなというふうに思います。

「o o」か「o u」という点で申しますと、ちょっと難しいのが、例えば「小唄」という言葉は「コウタ」ですが、「コウタ」さんというお名前の場合も、「o u」でオ段の長音を表すとする、同じ表記になってしまうという問題は、小さい問題かもしれませんが、あります。

しかし、表音的側面と仮名遣いにもある程度対応した方が分かりやすいだろうという側面、この辺りのバランスをどう立てていくかというのは非常に難しい問題ではないかと思います。

それから、イ列の場合は、伸ばす音の棒が「i」の文字の関係から非常に使いにくいということも含めまして、現状ではほとんどイの上のマクロンというのは目にしないところであるかと思います。その辺り「Niigata」なんかの問題も含めて、また議論いただければと思います。

○斎藤委員

オの長音ですけれども、個人的には「o u」というのはなくていいのではないかなというふうに思っています。というのは、平仮名のつづりに合わせた方が分かりやすいという御意見もあるようですけれども、日本語母語話者からすると、もしかしてこれは方言によって違うのかもしれませんが、私の場合だと、音としては「オ」なんだけれども、仮名で書くときは、例えば「通り」のときはアイウエオの「オ」というふうに、子供のときにどっちがどっちと意識して覚えた記憶があるんです。

ということは、もし方言的な違いがなければ、音の意識としてはみんな「オ」である。仮名のときは、それも現代仮名遣いの場合は、歴史仮名遣いでハヒフヘホの「ホ」を使っていたときにアイウエオの「オ」を使うというような、何かちょっと別の基準が入ってきているのではないかと思います。ですから、「オ」の場合に関しては、「o u」はなくていいような気がいたします。それを区別ないようにすれば、今、森山主査が言われたような問題というのは起こらないのではないかなというふうに考えています。

○森山主査

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。時間が残り少なくなってきましたが、どなたでもお願いいたします。

○川口委員

第一ルールは発音に基づく表音的な表記ということでよろしいのでしょうか。それができない場合、要するに、マクロンなどの符号を付けられない場合にどうするかといったときは、何に基づいたら分かりやすいかというのが問題になっているのだと思います。発音に基づいた表記ができないのだから、この場合は仮名遣いといった仮名表記に基づいたもので代用するという考えになるのだと理解しています。それをまたどちらかに統一するとなると、表音的なものが念頭にないと言えないということになるのでしょうか。

実際の運用面として、どっちがシンプルかというのが、発音に基づいて一種類の「オ」を添えるだけにした方が分かりやすいのか、一応義務教育をやっているならば分かるであろう仮名遣いの区別に添わせた方が定着しやすいのかという、どちらの方が分かりやすいかという議論をすればいいのかなと思います。

私は、実際に運用してみないと、どっちが使いやすいかというのはちょっとぴんときていません。また、ローマ字の上にマクロンを付ける記号と、仮名遣いに準じてローマ字を添えるものとのちょうど中間的な方法があってもいいと思っているところもあるのですが、取りあえずその間を作るかどうかはともかく、発音的なものと表記的なものとのよりどころをどう整理するのか、考えた方がいいのかなと思います。

○森山主査

ありがとうございます。

結局我々が提案させていただいた場合に、それが世の中で広まっていくかどうかということも含めて、皆さんに一番分かっていたきやすい、使っていたきやすいものは何か、本当にこれは答えがない問題だとは思いますが、その中でも何とか最適なものというのを見つけていかないといけないと思います。

今日は最終的な意見の集約ということではなくて、いろんな問題点の洗い出しと、それに対する大きな議論ということで進めさせていただければというふうに思っておりましたけれども、この辺りは考え方も含めて引き続き御議論いただきたいというふうに思います。そういうことで大体よろしいでしょうか。

まだお話しになっていらっしゃる方、特に何かありましたら、お願い申し上げます。いかがでしょうか。

○斎藤委員

配布資料2について、文言のことで一つ。1番の最初の○、「主に日本語を母語としない人々への配慮」というところです。正確に言うと、母語としない人でも日本語がよく分かる人もいますので、ちょっと表現を変えた方がいいのではないかと思います。

○森山主査

ありがとうございます。

ほかに何かございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは時間になりましたので、本日の協議につきましては以上で終わりとさせていただきます。

本日もどうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。